

総 代 補 欠 選 挙 の 公 告

高梁川用水土地改良区定款附属書総代選挙規程第4条の規定により、総代の補欠選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和4年3月15日

高梁川用水土地改良区
理事長 矢野 秀典



記

- 1 選挙の期日 令和4年3月22日
- 2 投票開始の時刻 午前8時30分
- 3 投票終了の時刻 午後5時00分
- 4 選挙する総代の数

選挙区	定数	選挙区域
第11区	2人	倉敷市の内 酒津、水江、中島 西阿知町、西阿知町西原、片島町、西阿知町新田 連島町連島、連島1丁目、連島2丁目、連島3丁目、連島4丁目、連島5丁目、連島町亀島新田、連島中央1丁目、連島中央2丁目、連島中央3丁目、連島中央4丁目、連島中央5丁目、亀島1丁目、亀島2丁目、神田1丁目、神田2丁目、神田3丁目、神田4丁目、連島町矢柄、連島町西之浦、連島町鶴新田

- 5 投票用紙に記載する総代の数 1人
- 6 その他
 - (1) 総代に立候補しようとする者は、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
 - (2) 総代の候補者を推薦する者（組合員5人以上）は、本人の承諾を得て、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
 - (3) (1) 及び (2) の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
 - (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の3日前までに公告します。
 - (5) 選挙区の総代の候補者の数がある選挙区において選挙すべき総代の数を超えた場合にあっては、(4) の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。